

2014年2月27日 全18頁

バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ

【市中協議文書】バーゼルⅢのもう一つの流動性規制、制定プロセスへ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢ安定調達比率の見直しに関する市中協議文書」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2014年4月11日）。
- 安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）とは、「安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）」を「所要安定調達額（資産×流動性に応じたヘアカット）」で除した割合を指す。BCBSは、2010年12月に公表したバーゼルⅢにて、新たにNSFRをバーゼル規制に加えている。
- 市中協議文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおけるNSFR部分の改訂案であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。
- NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靱性を高めることにある。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。
- そこで、NSFRは、対象期間（time horizon）を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つように策定されている。
- 市中協議文書では、銀行の維持すべきNSFRを100%以上とすることを提案している。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債（安定調達額）を、流動性を生むことが期待できない資産（所要安定調達額）以上に保有することを求める旨提案している。
- BCBSは、NSFRの適用を2018年1月から開始することを提案している。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 安定調達比率 (NSFR) の概要	2
■ 3. 利用可能な安定調達額 (ASF)	3
■ 4. 所要安定調達額 (RSF)	6
■ 5. 実施スケジュール	13
■ 【付属資料1】安定調達比率 (NSFR) の項目とその掛目	14
■ 【付属資料2】パーゼルⅢテキストからの主要な変更点	16

1. はじめに

2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼルⅢ安定調達比率の見直しに関する市中協議文書」(以下、「市中協議文書」)を公表している(コメント提出期限は2014年4月11日)¹。

安定調達比率 (NSFR : Net Stable Funding Ratio) とは、「利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部)」を「所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)」で除した割合を指す。BCBSは、2010年12月に公表したバーゼルⅢ²にて、新たにNSFRをバーゼル規制に加えている。

市中協議文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおけるNSFR部分の改訂案であり、一部の要件の緩和又は厳格化、そして明確化が施されている³。

本稿では、NSFRの概要を踏まえた上で、市中協議文書の内容を簡潔に紹介する。

2. 安定調達比率 (NSFR) の概要

前記のとおり、NSFRとは、「利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部)」を「所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)」で除した割合を指す。

NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靭性を高めることにある⁴。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p140112b.htm>)

² 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな規制枠組みをいう。

³ バーゼルⅢテキストからの主要な変更点については、本稿末尾の【付属資料2】を参照されたい。

⁴ 銀行の流動性リスク態様の短期的強靭性を高めることを目的としてバーゼルⅢが導入したのが、流動性カバレッジ比率 (LCR : Liquidity Coverage Ratio) である。LCRの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率 (バーゼルⅢ)」 (鈴木利光) [2013年3月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

そこで、NSFR は、対象期間 (time horizon) を 1 年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つように策定されている。

市中協議文書では、銀行の維持すべき NSFR を 100%以上⁵とすることを提案している (図表 1 参照)。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債 (安定調達額) を、流動性を生むことが期待できない資産 (所要安定調達額) 以上に保有することを求める旨提案している。

図表 1 NSFR 基準の概要

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性等に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

(出所) 金融庁/日本銀行「安定調達比率 (NSFR) 市中協議文書、流動性カバレッジ比率 (LCR) への追加事項の概要」

続く 3. と 4. にて、NSFR の項目とその掛目を紹介する⁶。

3. 利用可能な安定調達額 (ASF)

NSFR の分子にあたる利用可能な安定調達額 (ASF: Available Stable Funding) は、銀行の資本・負債の帳簿価額 (carrying value) に、調達の安定性に応じた掛目を乗じることによって計測される。

利用可能な安定調達額 (ASF) の掛目には、「100%」、「95%」、「90%」、「50%」、「0%」の 5 種類がある。掛目が大きい (ヘアカットが小さい) 項目ほど、調達の安定度合いが高く、流動性の源となるということになる。

なお、利用可能な安定調達額 (ASF) の項目の満期を決定するにあたっては、投資家によるコール・オプションの行使は、可能な限り早期に行われるものと想定する。銀行の裁量により行使可能なオプション付の資金調達についても、当該オプションの行使は可能な限り早期に行われるものと想定する⁷。さらに、負債を長期と認定するにあたっては、対象期間 (time horizon) のうち 6 ヶ月以降又は 1 年以降のキャッシュフロー部分のみ、それぞれ実効残存期間 (effective residual maturity) 6 ヶ月以上又は 1 年以上とすることができる。

これを前提として、続く (1) から (5) にて、それぞれの掛目が割り当てられる安定調達額 (ASF) の項目を紹介する⁸。

⁵ バーゼルⅢテキストでは「100%超」とされていたが、市中協議文書では「100%以上」に緩和されている。

⁶ NSFR の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料 1】を参照されたい。

⁷ 銀行が、いかなる状況においても当該オプションを行使しないことを監督当局に対して論証できる場合は、この限りでない。

⁸ 安定調達額 (ASF) の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料 1】を参照されたい。

(1) 掛目 100%の項目（資本及び負債）

「100%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（c）である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 100%の項目】

- (a) バーゼルⅢの総資本（Tier1 資本+Tier2 資本）（※1）。ただし、残存期間 1 年未満の Tier2 資本を除く。
- (b) (a) に含まれない資本性商品のうち、実効残存期間（effective residual maturity）が 1 年以上のもの。ただし、満期を 1 年未満に短縮可能なオプション（明示的又は黙示的）が付されているものを除く。
- (c) 実効残存期間（effective residual maturity）が 1 年以上の借入れ・負債（有担保及び無担保）（※2）

（※1）控除項目（調整項目）は考慮しないものとする。

（※2）定期預金を含む。

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 掛目 95%の項目（負債）

「95%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の項目である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 95%の項目】

- 個人・中小企業からの安定預金（満期の定めなし、又は残存期間 1 年未満）

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

「安定預金」とは、実効的な預金保険制度⁹又は政府保証によって付保されていることに加えて、預金者と銀行との間に給振口座等の確立された取引関係がある場合（すなわち、預金者が預金を（全額）引き出す可能性が著しく低い場合）の預金をいう¹⁰。

(3) 掛目 90%の項目（負債）

「90%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の項目である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 90%の項目】

- 個人・中小企業からの準安定預金（満期の定めなし、又は残存期間 1 年未満）

⁹ 実効的な預金保険制度とは、(i) 迅速な保証金の支払いがあり、(ii) 保護範囲が明確に定義され、(iii) 公的に認知されている制度をいう。

¹⁰ LCR のケースと同義である。

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

各国当局は、その裁量により、例えば次のような預金を「準安定預金」として分類することができる¹¹。

【サンプル：「準安定預金」】

- 実効的な預金保険制度や公的保証でカバーされていない預金
- 高額預金
- 知的に洗練された富裕な層による預金
- 迅速な引出しが可能な預金（例：インターネット預金）
- 外貨預金

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 掛目 50%の項目（負債）

「50%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（d）である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 50%の項目】

- (a) 非金融法人からの調達（有担保及び無担保）（残存期間 1 年未満）
- (b) クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金（※）
- (c) 政府、公共セクター、国際開発金融機関（MDB）からの調達（残存期間 1 年未満）
- (d) その他（中銀、金融機関等）からの調達（有担保及び無担保）（残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満）

(※) LCR のケースと同義である。

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) 掛目 0%の項目（負債）

「0%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（c）である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 0%の項目】

- (a) 前記（1）から（4）以外の資本及び負債（※1）
- (b) その他の満期の定めのない負債（※2）。ただし、次の 2 つを除く（※3）

¹¹ LCR のケースと同義である。

- 繰延税金負債（※4）
- 少数株主持分（※5）

(c) ネットのデリバティブ負債（※6）

- (※1) 中銀や金融機関からの調達のうち、残存期間が6ヶ月未満のものを含む。
 (※2) 空売りポジションや“open maturity”のポジションがこれに該当し得る。
 (※3) これら2つの負債については、実効期間（effective maturity）が1年以上であれば100%、6ヶ月以上1年未満であれば50%の掛目が割り当てられる。
 (※4) 当該負債が実現しうる可能な限り早期の時点によるものとする。
 (※5) 通常は永続するものとする。
 (※6) デリバティブ負債がデリバティブ債権を上回る場合を指す。
 (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 所要安定調達額（RSF）

NSFR の分母にあたる所要安定調達額（RSF：Required Stable Funding）は、資産の帳簿価額（carrying value）、及びオフバランスシートのエクスポーチャーの未使用額に、流動性リスクに応じた掛目を乗じることによって計測される。

所要安定調達額（RSF）にあたる資産の掛目には、「0%」、「5%」、「15%」、「50%」、「65%」、「85%」、「100%」の7種類がある。掛目が大きい（ヘアカットが小さい）項目ほど、流動性リスクが高い（流動性を生むことが期待できない）ということになる。

所要安定調達額（RSF）にあたる資産の満期を決定するにあたっては、投資家は満期を延長するためのあらゆるオプション（ロールオーバー等）を行使するものと想定する。分割償還型の貸出（amortising loans）については、1年以内に期限が到来するものはそのまま「残存期間1年未満」と扱うことが認められる。

これを前提として、続く（1）から（7）にて、それぞれの掛目が割り当てられる資産を紹介する。また、（8）にて、処分制約のある資産（encumbered assets）の取扱いを紹介する。そして、（9）にて、オフバランスシートのエクスポーチャーの取扱いを紹介する¹²。

（1）掛目0%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「0%」の掛目が割り当てられるのは、次の（a）から（c）である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目0%の資産】

- (a) 現金
- (b) 中銀預金
- (c) 処分制約のない貸出（unencumbered loans）のうち、健全性監督に服するもの（※）（残

¹² 所要安定調達額（RSF）の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料1】を参照されたい。

存期間 6 ヶ月未満)

(※) 例えば、インターバンク預金がこれに該当する。
(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 掛目 5%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「5%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (c) の、処分制約のない資産 (unencumbered assets) である。これらの項目は、LCR の適格流動資産における「レベル 1 資産」のうち、上記 (1) (a) 現金、(b) 中銀預金を除いたものである。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 5%の資産】

- (a) 政府・中銀・公共セクター、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF)、欧州中央銀行 (ECB)、欧州委員会 (EC) 又は MDB が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全て満たすもの
- バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 0% であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場 (“cash markets”) で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて) 市場から流動性を調達できる実績を有している (“have a proven record”) こと
 - 債務者が金融機関 (若しくはその関連会社) ではないこと
- (b) 銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが 0% でない国の政府・中銀が発行する自国通貨建て債券
- (c) 銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが 0% でない国の政府・中銀が発行する外貨建て債券

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 掛目 15%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「15%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) (b) の、処分制約のない資産 (unencumbered assets) である。これらの項目は、LCR の適格流動資産における「レベル 2A 資産」である¹³。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 15%の資産】

- (a) 政府・中銀・公共セクター又は MDB が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全

¹³ ここでは、LCR におけるレベル 2A 資産の算入上限 (「レベル 2B 資産」と合計で、適格流動性資産全体の 40%) は考慮されない。

て満たすもの

- バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが20%であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加量の最大値が10%を超過しないこと）
 - 債務者が金融機関（若しくはその関連会社）ではないこと
- (b) 社債（コマーシャル・ペーパーを含む）及びカバード・ボンドで、次の要件を全て満たすもの
- 金融機関（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと（※社債の場合）
 - 銀行自身（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと（※カバード・ボンドの場合）
 - 適格格付機関（ECAI）からAA-以上の長期格付（長期格付がなければ同等の短期格付）を付与されているか、（ECAIからの格付はないが、）内部格付のデフォルト率（PD）がAA-以上に相当すること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加量の最大値が10%を超過しないこと）

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 掛目 50%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「50%」の掛目が割り当てられるのは、次の(a)から(g)である。(a)から(c)の項目は、LCRの適格流動資産における「レベル2B資産」である¹⁴。

【所要安定調達額（RSF）：掛目50%の資産】

- (a) RMBS（住宅ローン担保証券）のうち、次の要件を全て満たすもの（※1）

¹⁴ ここでは、LCRにおけるレベル2B資産の算入上限（適格流動性資産全体の15%）は考慮されない。

- 発行及び裏付資産の組成が銀行自身（若しくはその関連会社）によるものでないこと
- 適格格付機関（ECAI）から AA 以上の長期格付を付与されているか、（長期格付はないが、）AA 以上の長期格付に相当する短期格付を付与されていること
- 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
- 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が 20%を超過せず、又は 30 日間のヘアカットの増加幅の最大値が 20%を超過しないこと）
- 裏付資産が住宅ローンに限定されており、ストラクチャード商品を包含しないこと
- 裏付資産となる住宅ローンが、完全償還請求権付（フル・リコース）であり、発行時における平均の担保掛目（LTV）を 80%以下としていること
- 証券化にあたっては、リスク・リテンション規制（発行者に対して証券化する資産に係るリスクの一部を保有することを要求する規制）が課されていること

(b) 社債（コマーシャル・ペーパーを含む）のうち、次の要件を全て満たすもの（※1）

- 金融機関（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと
- 適格格付金融機関（ECAI）から A+～BBB-の長期格付（長期格付がなければ同等の短期格付）を付与されているか、（ECAI からの格付はないが、）内部格付のデフォルト率（PD）が A+～BBB-に相当すること
- 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
- 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が 20%を超過せず、又は 30 日間のヘアカットの増加幅の最大値が 20%を超過しないこと）

(c) 普通株式のうち、次の要件を全て満たすもの（※1）

- 金融機関（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと
- 取引所で取引されており、中央清算機関により清算・決済されること
- 銀行の母国又は銀行が流動性をとっている国の主要株価指数（インデックス）の構成銘柄であること
- 銀行の母国又は銀行が流動性リスクをとっている国の通貨建てであること
- 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は

売買市場（“cash markets”）で取引されていること

- 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加幅の最大値が40%を超過しないこと）

- (d) LCR の適格流動資産のうち、6 ヶ月以上 1 年未満の間、処分制約を課されている（encumbered）もの
- (e) 銀行向け貸出のうち、健全性監督に服するもの（残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満）
- (f) クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金（※2）
- (g) その他全ての非適格流動資産（※3）（残存期間 1 年未満）

（※1）（a）から（c）の項目（LCR の「レベル 2B 資産」）は、処分制約のない資産（unencumbered assets）であることを要する。

（※2）LCR のケースと同義である。

（※3）ノンバンク金融機関向け貸出、個人・中小企業向け貸出、そして非金融機関向け貸出及び政府・中銀・公共セクター向け貸出のうち適格流動資産の要件を満たさないものを含む。

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（5）掛目 65%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「65%」の掛目が割り当てられるのは、次の（a）（b）である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目 65%の資産】

- (a) 処分制約のない（unencumbered）抵当権付住宅ローンのうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35%以下であるもの（残存期間 1 年以上）
- (b) その他の処分制約のない（unencumbered）貸出（※）のうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35%以下であるもの（残存期間 1 年以上）

（※）金融機関向け貸出を除く。

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（6）掛目 85%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「85%」の掛目が割り当てられるのは、次の（a）から（c）である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目 85%の資産】

- (a) その他の処分制約のない（unencumbered）貸出（※1）（※2）（残存期間 1 年以上）

(b) 処分制約のない証券（※3）のうち、LCRの適格流動資産に該当しないもの（※4）

(c) 現物取引されるコモディティ（※5）

（※1）金融機関向け貸出を除く。

（※2）パーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが35%以下であるものを除く。

（※3）デフォルトしていないものに限られる。

（※4）上場株式を含む。

（※5）金（ゴールド）を含む。

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) 掛目 100%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「100%」の掛目が割り当てられるのは、次の(a)から(c)である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目 100%の資産】

(a) 1年以上の間、処分制約を課されている（encumbered）全ての資産

(b) ネットのデリバティブ債権（※1）

(c) その他 (1) から (6) 以外の全ての資産（※2）

（※1）デリバティブ債権がデリバティブ負債を上回る場合を指す。

（※2）例えば、不良債権、金融機関向け貸出（残存期間1年以上）、非上場株式、固定資産、年金資産、無形資産、繰延税金資産、内部留保、保険資産、子会社持分、デフォルト証券等がこれに該当する。

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) 処分制約のある資産（encumbered assets）の取扱い

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、1年以上の間、処分制約を課されている（encumbered）資産¹⁵には、「100%」の掛目が割り当てられる。

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている（encumbered）資産であり、仮に処分制約が課されていないならば（unencumbered）「50%」以下の掛目が割り当てられるものには、「50%」の掛目が割り当てられる。

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている（encumbered）資産であり、仮に処分制約が課されていないならば（unencumbered）「50%」超の掛目が割り当てられるものには、その掛目がそのまま割り当てられる。

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、6ヶ月未満の間、処分制約を課されている（encumbered）資産については、仮に処分制約が課されていないならば（unencumbered）割り当てられる掛目がそのまま割り当てられる。

また、所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、中銀の流動性供給オペという特定の目的

¹⁵ 例えば、カバード・ボンドの対象資産（カバープール）がこれに該当する。

のために処分制約を課されている（encumbered）資産については、処分制約が課されていない（unencumbered）類似の資産に割り当てられる掛目がそのまま割り当てられる。

(9) オフバランスシートのエクスポージャーの取扱い

オフバランスシートのエクスポージャーの多くは、直接又は即時の資金調達を強いることはほとんどない。もっとも、長期的には、重大な流動性の枯渇をもたらし得る潜在的な流動性リスクを有していることは否めない。

そのため、市中協議文書は、オフバランスシートの活動に対しても安定的な調達を確保すべく、1年の対象期間（time horizon）の間にその対応する流動性を補足するための調達を強いられる可能性のあるオフバランスシートのエクスポージャーについて、所要安定調達額（RSF）としてNSFRの分母に算入することとしている。

オフバランスシートのエクスポージャーのカテゴリーは、流動性カバレッジ比率（LCR）と整合的であり、「コミットメントライン（与信及び流動性ファシリティ）」又は「その他の偶発債務」の2種類に区分される。

① 掛目5%のオフバランスシートのエクスポージャー

所要安定調達額（RSF）にあたるオフバランスシートのエクスポージャーのうち、「5%」の掛目が割り当てられるのは、次の項目である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目5%のオフバランスシートのエクスポージャー】

▶ コミットメントライン（与信及び流動性ファシリティ）（※）

（※）未使用額

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

コミットメントライン（与信及び流動性ファシリティ）とは、リテール顧客又は法人顧客に対し、将来の一定期日において、資金を提供することが契約上明確に義務付けられているものをいう¹⁶。

コミットメントラインには、取消し不可能な（コミットされた）契約、又は条件付きで取消し可能な契約のみが含まれる。銀行によって（借り手の事前の同意を得ることもなく）無条件で取消し可能な契約は、ここでいうコミットメントラインからは除外され、「その他の偶発債務」（Other contingent funding obligations）に含まれる（②参照）。

¹⁶ コミットメントライン（与信及び流動性ファシリティ）のより詳細な定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013年3月18日]

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html

② 掛目が当局の裁量に委ねられているオフバランスシートのエクスポージャー

所要安定調達額（RSF）にあたるオフバランスシートのエクスポージャーのうち、その掛目が当局の裁量に委ねられるのは、次の項目である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目が当局裁量のオフバランスシートのエクスポージャー】

- その他の偶発債務（Other contingent funding obligations）（以下サンプル）
 - 無条件で取消し可能な（コミットされていない）与信・流動性ファシリティ
 - トレードファイナンスに関連する債務（例：引取保証、信用状）
 - トレードファイナンスに関連しない引取保証・信用状
 - 次のような、契約に基づかない債務
 - 銀行自身、又は関連するコンデュイット、証券投資ビークル（Securities Investment Vehicles）及びその他の類似する資金調達ファシリティが発行した債券の潜在的な買戻し要求
 - 顧客が高い換金性を期待しているストラクチャード商品（例：変動金利証券、変動金利償還請求権付債券（VRDNs））
 - 安定した価値の維持を目的として売買される合同運用ファンド

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 実施スケジュール

BCBS は、NSFR の適用を 2018 年 1 月から開始することを提案している。

（本文終了）

【付属資料 1】 安定調達比率（NSFR）の項目とその掛目

(1) 安定調達額（ASF）

利用可能な安定調達額（ASF）	
項目	掛目
<ul style="list-style-type: none"> ■バーゼルⅢ資本（残存期間1年未満のTier2資本を除く） ■残存期間1年以上の資本性商品（非バーゼルⅢ資本） ■残存期間1年以上の負債（※3） 	100%
■個人・中小企業からの安定預金（満期の定めなし、又は残存期間1年未満）	95%
■個人・中小企業からの準安定預金（満期の定めなし、又は残存期間1年未満）	90%
<ul style="list-style-type: none"> ■非金融法人からの調達（残存期間1年未満） ■クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 ■政府、公共セクター、MDBからの調達（残存期間1年未満） ■その他（中銀、金融機関等を含む）からの調達（残存期間6ヶ月以上1年未満） 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ■上記以外の資本及び負債 ■その他の満期の定めのない負債（繰延税金負債及び少数株主持分を除く） ■ネットのデリバティブ負債 	0%

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 所要安定調達額 (RSF)

所要安定調達額 (RSF)	
資産	掛目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 現金 ■ 中銀預金 ■ 処分制約のない貸出のうち、健全性監督に服するもの（残存期間6ヶ月未満） 	0%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府・中銀、公共セクター、BIS、IMF、ECB、欧州委員会、MDBが発行・保証する市場性のある証券でバーゼルIIの標準的手法におけるリスク・ウェイトが0%のもの ■ 銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが0%でない国の政府・中銀が発行する債券 	5%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府・中銀、公共セクター、MDBが発行・保証する証券でバーゼルIIの標準的手法におけるリスク・ウェイトが20%のもの ■ 格付AA-以上の非金融社債 ■ 格付AA-以上のカバード・ボンド 	15%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 格付AA以上のRMBS ■ 格付A+~BBB-の非金融社債 ■ 主要株価指数構成銘柄である非金融法人の上場株式 ■ 6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている適格流動資産 ■ 銀行向け貸出のうち、健全性監督に服するもの（残存期間6ヶ月以上1年未満） ■ クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 ■ その他全ての非適格流動資産（残存期間1年未満） 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 処分制約のない抵当権付住宅ローンのうち、バーゼルIIの標準的手法におけるリスク・ウェイトが35%以下であるもの（残存期間1年以上） ■ その他の処分制約のない貸出（金融機関向け貸出を除く）のうち、バーゼルIIの標準的手法におけるリスク・ウェイトが35%以下であるもの（残存期間1年以上） 	65%
<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の処分制約のない貸出（金融機関向け貸出を除く）（残存期間1年以上） ■ 処分制約のない証券（非適格流動資産）（例：上場株式） ■ 現物取引されるコモディティ（例：金（ゴールド）） 	85%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年以上の間、処分制約を課されている全ての資産 ■ ネットのデリバティブ債権 ■ その他全ての資産（固定資産、デフォルト証券等） 	100%
オフバランスシートのエクスポージャー	
<ul style="list-style-type: none"> ■ コミットメントライン（与信及び流動性ファシリティ） 	5%
<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の偶発債務（証券投資ビークル等が発行した債券の潜在的な買戻し要求を含む） 	当局裁量

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

【付属資料 2】 バーゼルⅢテキストからの主要な変更点

(1) 利用可能な安定調達額 (ASF)

① オペレーショナル預金の算入

2010年12月公表のバーゼルⅢテキストでは、クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金は、NSFRの分子である利用可能な安定調達額 (ASF) に算入することが認められていなかった。

これに対して、市中協議文書では、掛目50%で利用可能な安定調達額 (ASF) に算入することを認める旨提案している (p. 5 参照)。

② 担保付資金調達の取扱いの緩和

バーゼルⅢテキストでは、「50%」の掛目が割り当てられている非金融法人からの調達 (残存期間1年未満) は、無担保のもののみを指していた。有担保の場合は、利用可能な安定調達額 (ASF) への算入が認められていなかった。

これに対して、市中協議文書では、有担保の場合でも、無担保の場合と同様に、掛目50%で利用可能な安定調達額 (ASF) に算入することを認める旨提案している (p. 5 参照)。

③ 個人・中小企業からの預金の取扱いの緩和

バーゼルⅢテキストでは、個人・中小企業からの安定預金・準安定預金は、それぞれ「90%」・「80%」の掛目が割り当てられていた。

これに対して、市中協議文書では、掛目をそれぞれ「95%」・「90%」に緩和する旨提案している (p. 4 参照)。

④ 残存期間が1年未満の負債の取扱いの緩和

バーゼルⅢテキストでは、中銀や金融機関等からの調達のうち、残存期間が6ヶ月以上1年未満のものは、利用可能な安定調達額 (ASF) に算入することが認められていなかった。

これに対して、市中協議文書では、掛目50%で利用可能な安定調達額 (ASF) に算入することを認める旨提案している (p. 5 参照)。

(2) 所要安定調達額 (RSF)

① LCR との調和の促進

市中協議文書では、バーゼルⅢテキストに比して、LCR との調和の促進を図っている。

具体的には、LCR の適格流動資産に、それぞれ次のような掛目を割り当てる旨提案している (p. 6～10 参照)。

【所要安定調達額 (RSF) : 適格流動資産の掛目】

- ▶ レベル 1 資産
 - 現金及び中銀預金…「0%」
 - 上記以外…「5%」
- ▶ レベル 2A 資産…「15%」
- ▶ レベル 2B 資産…「50%」

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

② 個人・中小企業向け貸出の取扱いの緩和

バーゼルⅢテキストでは、所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、個人・中小企業向け貸出は、「85%」の掛目が割り当てられていた。

これに対して、市中協議文書では、掛目を「50%」に緩和する旨提案している (p. 10 参照)。

③ ノンバンク金融機関向け貸出・非適格流動資産の取扱いの厳格化

バーゼルⅢテキストでは、ノンバンク金融機関向け貸出及び非適格流動資産 (残存期間 1 年未満) は、所要安定調達額 (RSF) への算入が求められていなかった。

これに対して、市中協議文書では、掛目 50% で所要安定調達額 (RSF) に算入することを求める旨提案している (p. 10 参照)。

④ リスク・ウェイト 35% 超の資産等の取扱いの緩和

バーゼルⅢテキストでは、所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35% 超の貸出 (残存期間 1 年超)、上場株式、現物取引されるコモディティ (金 (ゴールド) を含む) は、「100%」の掛目が割り当てられていた。

これに対して、市中協議文書では、掛目を「85%」に緩和する旨提案している (p. 10 参照)。

⑤ 6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている適格流動資産の取扱いの厳格化

バーゼルⅢテキストでは、6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている（encumbered）適格流動資産は、「処分制約のない（unencumbered）」ものとして区分されていた。

これに対して、市中協議文書では、「処分制約を課されている（encumbered）」ものとして区分され、掛目を「50%」に厳格化する旨提案している（p. 10 参照）。

⑥ 銀行向け貸出の取扱いの厳格化

バーゼルⅢテキストでは、残存期間6ヶ月以上1年未満の銀行向け貸出は、所要安定調達額（RSF）への算入が求められていなかった。

これに対して、市中協議文書では、掛目50%で所要安定調達額（RSF）に算入することを求める旨提案している（p. 10 参照）。

以上